

# 令和8年度「鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金」募集要項

## 1. 事業の目的

本事業は、鳥取市の起業家に対してクラウドファンディング型のふるさと納税の仕組みを活用し、起業の際に必要な資金の調達を支援することにより、本市における起業を推進し、産業振興及び経済活性化を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象者

次の要件を全て満たす者。

- (1) 補助事業実施計画書の提出日において、市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体。
- (2) 法人を新たに設立する若しくは既に設立している場合、その設立時点において次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者
  - イ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する者
- (3) 日本標準産業分類に定める業種（別表に掲げる業種を除く。）に該当する事業を営む者であること。
- (4) クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった金額が目標額に達しなくても事業を実施する見込みの者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
  - ・ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとする事業者
  - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者
  - ・ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う事業者
  - ・ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団
  - ・ 鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者
  - ・ 前各号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

### 3. 補助対象事業・対象経費・補助率等

1 補助対象事業	2 区分	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
市内において新たに創業する者等による事業で以下に該当するもの  <b>・地域課題の解決に資する事業</b> <b>・地域資源を活用した事業</b>	クラウドファンディング調達相当額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費（※1）	10分の10	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額
	上乗せ補助額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費で以下に該当するもの ・施設整備費(用地取得費は除く。) ・機械装置費 ・備品費	2分の1 (千円未満の端数は切り捨てるものとする。)	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額を超えない範囲で上限100万円

※1 ただし、下記の経費については補助対象とならない。

- ・代表者や役員の人件費
- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・法人設立等に係る登録免許税、収入印紙代
- ・申請者の配偶者又は三親等内の親族が所有する事務所等の賃貸に係る経費
- ・事業所等の賃貸に係る仲介手数料、敷金、礼金又は保証金等諸経費
- ・資本金、食糧費、租税公課、その他社会通念上不適切と認められる経費
- ・クラウドファンディングに係る寄付者への返礼品に要する経費

なお、事前着手届を提出した場合に限り、事業が採択された日から交付決定の前日までの間に着手された事業に要する経費についても補助対象経費とします。

### 4. 申請方法

#### (1) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月30日（火）まで

#### (2) 提出書類

- ア 補助事業実施計画書（様式第1号）
- イ 補助事業収支予算書（様式第3号）
- ウ 市税等納付状況確認同意書（様式第5号）

#### (3) 提出方法

経済・雇用戦略課へ持参により提出してください。

## 5. 審査方法

募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び申請事業者が行う事業説明(プレゼンテーション)により審査を行います。審査結果を受けて採択・不採択について結果を通知します。

## 6. 寄付金募集期間

令和8年9月中旬から令和8年12月中旬まで(予定:90日間)

## 7. その他

- ・審査を通過して認定を受けた事業をインターネットサイト上のふるさと納税サイトに掲載し、広く支援者からの寄付を募ります。
- ・クラウドファンディングのウェブサイトのページは申請者と相談しながら市が作成します。インターネット上での効果的な周知を図るため、画像や動画の提供をお願いします。
- ・申請者自らが自社のウェブサイトやSNSで発信するなど積極的な周知をお願いします。
- ・補助対象者となった場合は、寄附者に対して事業報告や試供品の送付など、事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行っていただきます。
- ・クラウドファンディングによる寄付額が事業計画書の収入予算額を上回った場合は、協議により本市の関連事業への歳入として充当できることとします。

## 8. 問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課 地域経済係(本庁舎4階)

電話 0857-30-8282

FAX 0857-20-3947

E-mail [keizai@city.tottori.lg.jp](mailto:keizai@city.tottori.lg.jp)

## 別表

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業、02 林業
B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く。）、04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業、34 ガス業、35 熱供給業、36 水道業
G 情報通信業	37 通信業、38 放送業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、45 水運業、46 航空運輸業、47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業、49 郵便業（信書郵便事業を含む。）
J 金融業、保険業	62 銀行業、63 協同組織金融業、64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業、69 不動産賃貸業・管理業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、74 技術サービス業（他に分類されないもの）（うち小分類 741 をいう。）
O 教育、学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業（うち、小分類 821、822 をいう。）
P 医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局、87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業、91 職業紹介・労働者派遣業、93 政治・経済・文化団体、94 宗教、95 その他のサービス業、96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く。）	97 国家公務、98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※上記分類は、日本標準産業分類に基づく。

## 申請から補助金交付までのフロー図

